

☎はお問い合わせ先です

国民年金から

平成12年度年金額改定のお知らせ

- ・平成12年度の主な年金額は次のとおりです。昨年同様「据え置き」が送付されません。
- ・老齢基礎年金の年金額（満額）
804、200円
- ・障害基礎年金の年金額
（1級）1、005、300円
（2級）804、200円
- ・遺族基礎年金の年金額
（18歳未満の子一人の場合）
1、035、600円
412、000円
- ・老齢福祉年金
412、000円

免除申請の手続きはお早めに！

国民年金の第一号被保険者（自営業、農漁業）は、自分で保険料を納めなければなりません。

しかし、長い加入期間中には、けがや病気、失業などの理由で保険料を納めることが困難なときもあります。そのようなときは、本人の申し出によって保険料が免除される申請免除制度があります。（理由によっては認められないこ

ともあります。）

免除される期間は、免除申請をした前月から翌年3月までです。なお、昨年に引き続き今年度も継続して免除を希望される方も、忘れてないで手続きをしてください。

手続きには、印鑑を持参してください。

未納のままにしておきますと、老後生活の支えである「老齢基礎年金」が受けられなくなったり、万一病気やけがで障害者になったときの「障害基礎年金」や、母子家庭になったときの「遺族基礎年金」が受けられないということにもなりかねません。

困ったときには未納にしないで、市役所の国民年金係にご相談ください。

国民年金保険料学生納付特例（免除）制度のお知らせ

今まで学生用の免除申請は、世帯全員の収入により審査されておりましたが、今年度より新たに学生納付特例制度が施行され、学生

本人の収入の有無により審査されるようになりました。これにより、多くの方のご利用が可能になりました。

学生特例にかかる期間は、年金受給資格期間（合算対象期間）として計算されますが、年金額には反映されません。将来受け取る年金額の低下を防ぐため、10年前までの学生納付特例期間は保険料が追加納付できます。

また、納付特例（免除）の適用は、申請月の前月から翌3月までとなりますので、今年度ご利用の方は至急お申し出ください。

申請手続きには、年金手帳・印鑑・学生証（または在学証明書）を持参ください。

☎ 22 1312
国民年金係



介護保険制度が始まりました

介護保険制度って何ですか？

平成12年4月より介護保険制度が始まりました。介護保険制度は、介護が必要になった世帯の負担を軽減するために、みんなで支え合っていく制度です。

介護保険への加入は、特に手続きを必要としません。健康保険加入者が40歳になった時点で、全員が介護保険に加入となります。

介護保険へ加入して被保険者となった方のうち、65歳以上の方が第1号被保険者、40歳以上で65歳未満の方が第2号被保険者となります。

第1号被保険者と第2号被保険者では、サービスを受ける条件や保険料のしくみが異なります。

国民年金などの年金制度および健康保険などの医療保険制度が、それぞれ第1号、第2号の保険料徴収の面から介護保険に協力していきます。

サービスを受ける条件などについて詳しくは、広報しろいし4月号と一緒に配りしておりますパンフレット、平成12年4月スタート介護保険制度（保存版）をご覧ください。

介護保険料はどうなるの？
保険料の負担方法については、第1号被保険者は市町村ごと

所得に応じて5つの段階で算定した保険料を、原則として年齢・退職年金から天引きしていきます。

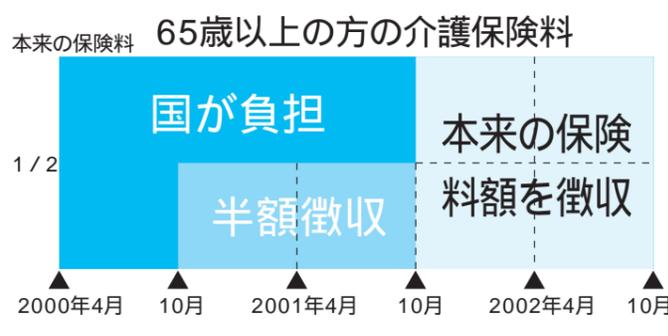
ただし、年金の年間給付額が一定の金額に満たない方からは天引きを行わず、介護保険料の通知書と共に納付書をお送りしますので、その納付書を使って納めていただくようになります。

第2号被保険者は市町村ごとではなく、各被保険者が加入している健康保険組合ごとに納めていくこととなります。その保険料も市町村ごとではなく、各健康保険組合ごとに異なった算定方法で決まっていますので、詳しくはそれぞれの健康保険組合にお問い合わせください。

円滑導入のための対策は？

介護保険制度は、新しい制度です。制度に慣れるまでに多くの戸惑いがあるかもしれません。このような戸惑いを少しでも軽減し、介護保険制度をより円滑に導入するための特別な対策を行っています。

第1号被保険者の方には、保険料の軽減が行われます。具体的には、介護保険制度は4月より始まりましたが、それを支えていく介護保険料の徴収は半年後の10月分より開始となります。そして、そ



このように、保険料の徴収につきましては、平成13年10月まで円滑に導入していくための「助走期間」を置きます。

介護保険制度について
☎ 22 1361
介護保険料について
☎ 22 1313
税務課

児童手当から

所得限度額以上により認定却下となっていた方へ

児童手当の認定について、平成12年6月分からは「平成11年分の所得額」などにより認定いたしましたので、以前に児童手当の申請をして所得限度額以上で認定却下となっていた方は、平成12年5月中に改めて申請してください。

また、国民年金加入の方が、会社などに勤め厚生年金などに加入するようになったとき、特例給付として児童手当と同じように手当を受けられる場合があります。

☎ 22 1312
国民年金係

国保税 Q&A

Q. ①4月に国保加入の手続きをしましたが、納付書が送られてこないので、なぜですか？

りませんので4月には賦課できません。したがって、本賦課をするときに確定した税額を、8月からの5期（8期の5回で納付していただくこととなります）。

A. ①白石市の国保税は8期制を導入しています。4月には1期（3期分を送付してはいますが、これは「暫定賦課」と呼ばれる仮の税額で、前年度の税額の3/8となっている）です。「本賦課」として8月に送付する4期（8期分は、確定した税額から仮に納めていた1期（1期）3期分を差し引き、調整した税額です。

5月は国民健康保険税第2期・固定資産税第1期・軽自動車税の納付月です。納期内納付にご協力ください。

4月に新たに白石市の国保に加入された方は、前年度の税額がある

（詳しくは、広報しろいし4月号をご覧ください）

☎ 22 1313
税務課



益岡公園（野球場西側）

夜間照明付きテニスコート（砂入り人工芝）4面、コンビネーション遊具、身障者対応多目的トイレ、駐車場を整備しました。特に、コンビネーション遊具は、小学生低学年以下の子供が利用しやすいものを設置しましたので、ぜひご利用ください。（テニスコートの使用申請は、都市計画課☎22-1325へ）

新しい公園ができました

乳幼児用「つくし公園」（碧水園向かい）

乳幼児を持つお母さんや地元自治会・老人クラブ、碧水園利用者などの皆様によるワークショップをもとに整備していただきました公園が開園しました。乳幼児向けの遊具、駐車場としても利用できるゲートボール場、身障者対応多目的トイレ、駐車場を整備しており、乳幼児やお母さん、おばあちゃんなどがふれあえる公園です。

